

介護保険住宅改修について

I. 介護保険の対象となる住宅改修

種類	想定される内容例	種類	想定される内容例
①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等への設置 形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの	④引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸の引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等引き戸等の新設（扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合）
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消	⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器の洋式便器（暖房・洗浄機能付等）への取替え 既存の便器の位置や向きの変更 ※暖房等機能のみの付加は対象外
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更	⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③下地の補修や根太（ねだ）の補強または通路面の路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）、床材の変更

※ 利用者本人が日常的に使用していない場所または住民票の住所地でない場所は、住宅改修を行っても保険給付の対象となりませんのでご注意ください。

II. 支給限度基準額

20万円（年度に関係なく、同一住宅・同一被保険者に適用される上限額）

保険給付額は限度額の9割～7割（180,000円～140,000円）

自己負担額は限度額の1割～3割（20,000円～60,000円）

※1回の申請にかかる保険給付（9割～7割分）に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

III. 申請方法

介護保険住宅改修費の申請方法には下記の2種類の方法があります。

- ① 償還払い：利用者が住宅改修にかかった費用の**全額（10割）**を事業者に支払った後、市に申請して、**保険給付分（9割～7割）**を受け取る方法
- ② 受領委任払い：利用者が住宅改修にかかった費用の**1割～3割分**のみを事業者へ支払い、事業者が市に申請して、**保険給付分（9割～7割）**を受け取る方法

※ ②の「受領委任払い」の方法については、住宅改修を行う事業者が市の研修を受けて、事業者登録する必要があります。

IV. 申請手続き

介護保険の住宅改修は、住宅改修を行う前に、あらかじめ市町村に事前届出書を提出し、改修内容の確認を受ける事前申請制度となっています。

1 改修前：提出書類〈事前届出書〉

- 住宅改修事前届出書
- 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- 工事費見積書
- 改修前の状態が確認できる写真（日付を書いた紙、ボード等を写し込むこと）
- 住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの（改修後のイメージ図、図面等）
- 住宅改修承諾書（借家の場合）

2 改修完了後：提出書類〈支給申請書（受領委任払用）〉

- 住宅改修費支給申請書
- 領収証原本又は領収証原本の写し
- 工事費内訳書
- 改修後の状態が確認できる写真（日付を書いた紙、ボード等を写し込むこと）
- 住宅改修事前届出書の確認済通知書（写し可）

3 事前届出～支給申請・決定までの流れ

事前申請(事前届出) ⇒ 審査 ⇒ 確認済通知書を被保険者へ送付 ⇒
住宅改修着工・完了 ⇒ 事後申請(支給申請)

V. 確認事項

1 日付の確認

現地確認日 ≤ 写真撮影日 ≤ 理由書作成日 ≤ 見積日 < 着工日 ≤ 完了日
≤ 領収書記載日 ≤ 委任日 ≤ 申請日

※日付の前後関係は上記のとおりです。誤りがないかご確認ください。

2 領収金額の確認

領収書記載日時点の負担割合で自己負担額を算出してください。

負担割合は、要介護者等に交付している「介護保険負担割合証」でご確認ください。

※保険料滞納による給付額減額(3割負担)措置を受けている場合は、負担割合証に記載の負担割合よりも給付額減額措置が優先されますので、被保険者証をご確認ください。

3 利用者の確認

○ 利用者は北九州市の被保険者ですか？

○ 利用者は工事期間中に有効な要支援・要介護認定を受けていますか？

○ 利用者は在宅の方ですか？改修場所は住民票の住所地ですか？

○ 利用者は生活保護受給中ではないですか？

生活保護受給中である場合、担当ケースワーカーに相談・承認されていますか？

○ 利用者は保険料滞納による給付制限(支払方法の変更・給付額減額)を受けていませんか？(被保険者証をご確認ください。)

※上記事項を今一度ご確認のうえ手続きを進めてください。

VI. 提出・問い合わせ先

※ご不明な点があれば、必ず事前に区役所保健福祉課介護保険担当に相談してください。

門司区	331-1894 (直通)	八幡東区	671-6885 (直通)
小倉北区	582-3433 (直通)	八幡西区	642-1446 (直通)
小倉南区	951-4127 (直通)	戸畑区	871-4527 (直通)
若松区	761-4046 (直通)		